

第19号

横浜市報調達公告版

発行所
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所

【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る一般競争入札の施行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- △ 一般競争入札（工事）の施行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

調 達 公 告

特定調達契約に係る一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年2月18日

契約事務受任者 横浜市デジタル統括本部長

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
市庁舎行政情報ネットワーク機器更新等業務委託 一式
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所
横浜市デジタル統括本部DX基盤課、横浜市庁舎、受託者社内、受託者が必要に応じ用意する作業場所（詳細は入札説明書による。）
- (5) 入札方法
この入札は、総価により行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「コンピュータ業務」に登録が認められている者であること。
- (3) 令和7年2月27日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 業務実績として、従業員数8,000人以上の自治体又は企業、その他団体等の組織が利用するネットワークについて、1案件で無線アクセスポイント300台以上とレイヤー2スイッチ150台以上の設計・構築を行った実績を有すること。

3 入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登録手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
令和7年2月27日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
入札説明書による。
- (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市デジタル統括本部DX基盤課（横浜市庁舎26階）
- (4) 前項第2号に規定する登録に関する問い合わせ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）
電話 045(671)2186（直通）
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市デジタル統括本部DX基盤課（横浜市庁舎26階）
松岡 電話 045(671)2015（直通）

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該

- 当するときは、当該入札に参加することができない。
- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 入札説明書に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。
- 5 入札に必要な書類を示す場所等
当該契約に係る入札説明書等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から開札日まで閲覧に供する。
- 6 入札説明書等の交付方法等
横浜市ホームページよりダウンロード可能。
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2025/itaku/digital/>)
また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。
- (1) 貸出期間
公告日から令和7年3月11日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
 - (2) 貸出場所
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市デジタル統括本部DX基盤課（横浜市庁舎26階）
電話 045(671)2015（直通）
- 7 入札及び開札
- (1) 入札方法及び入札期間等
入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。
ア 持参による入札書の提出
ア(ア) 入札日時
令和7年3月25日午前10時
ア(イ) 入札場所
中区本町6丁目50番地の10
共用会議室26-S01（横浜市庁舎26階）
イ 郵送による入札書の提出
令和7年3月24日午後5時までに第3項第3号に掲げる局課に必着のこと。
 - (2) 開札予定日時
令和7年3月25日午前10時
- 8 入札の無効
次の入札は、無効とする。
- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
 - (2) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
 - (3) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
 - (4) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札
- 9 落札者の決定
横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 10 入札保証金及び契約保証金
いずれも免除する。
- 11 契約金の支払方法
- (1) 前金払
行わない。
 - (2) 契約金の支払方法
完了検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払う。
- 12 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否
要する。

(3) 契約の条件

この契約は、令和7年度横浜市各会計予算が令和7年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter of the contract: construction of Wireless LAN access point and network switch, etc.

(2) Deadline for the tender: 10:00 a.m. 25 March, 2025 (Japan Standard Time)

*For details, see the description of the tender

(3) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures

(4) Contact point for the notice: DX Infrastructure Division, Digital Government Headquarters, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045-671-2015

一般競争入札（工事）の施行

次のとおり、「横浜市立市民病院跡地基盤整備工事」について、一般競争入札を行う。

令和7年2月18日

横浜市病院事業管理者

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名
横浜市立市民病院跡地基盤整備工事（ゼロ市工事）
- (2) 工事場所
保土ヶ谷区岡沢町56番地
- (3) 工事概要
基盤整備工、擁壁工、施設整備工、付帯工
- (4) 工種
土木
- (5) 完成期限
令和9年11月30日
- (6) 予定価格
開札後に公表
- (7) 最低制限価格
開札後に公表（最低制限価格制度適用）

2 入札参加資格

当該工事の入札は一般競争入札（条件付）により執行する。

入札参加者は、落札候補（予定）者通知書の送付日において、次に掲げる資格条件を全て満たした特定建設共同企業体とする。

(1) 特定建設共同企業体の資格条件

ア 各企業の技術力の結集を目的とする共同施工方式による特定建設共同企業体であること。

イ 構成員数は、2者とする。

ウ 各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、当該工事に係る入札において、同時に2以上の特定建設共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む。）になることができない。

エ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている特定建設共同企業体の他の構成員になることができない。

オ 構成員の出資比率は、各構成員の出資比率が当該特定建設共同企業体の総出資額の10分の3以上であるとするとともに、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定建設共同企業体の構成員中最大でなければならない。

(2) 特定建設共同企業体の構成員の資格条件

ア 横浜市医療局病院経営本部契約規程（以下「契約規程」という。）（平成17年3月病院経営局規程第32号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

イ 入札書類提出の日において、令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）の「土木【一般土木工事】」「格付等級【土木：A】」「所在地区分：市内」に登録を認められている者であること。

ウ 横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ）第3条に定める土木工事業に係る特定建設業許可を有していること。

オ 土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。（ただし、代表構成員以外は国家資格を有する主任技術者でも可とする。）。当該技術者は、落札候補（予定）者通知書の送付日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。また、落札候補（予定）者通知書の送付日において、他の工事に従事している者であっても、落札候補（予定）者通知書の送付日からおおむね7日以内に

当該工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

カ 現場代理人は、落札候補（予定）者通知書の送付日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が3か月間経過している者であること。

- (3) その他、詳細については契約規程、横浜市医療局病院経営本部工事請負に関する競争入札取扱要綱（以下「入札取扱要綱」という。）及び横浜市医療局病院経営本部工事請負等競争入札参加要領（以下「入札参加要領」という。）等に定めるところによる。

3 入札参加手続等

- (1) 特定建設共同体の代表者は、4(1)アに定める入札期間の最終日までに、イに掲げる部課あてに入札取扱要綱に定める共同企業体協定書兼委任状（第4号様式）を郵送又は持参しなければならない。なお、再度入札を実施する場合は、共同企業体協定書兼委任状（第4号様式）を改めて提出する必要はない。

ア 提出方法

郵送・持参いずれの場合においても共同企業体協定書兼委任状（第4号様式）を封筒に入れ、封印し、提出すること。封筒には、工事件名とともに「共同企業体協定書兼委任状在中」と朱書きすること。なお、郵送の場合は、簡易書留とし、郵送した日にイに掲げる部課に電話連絡をすること。

イ 提出場所

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市医療局病院経営本部病院経営課契約担当（横浜市役所 17 階）
電話番号 045 (671) 4824

ウ その他

(ア) 結成する特定建設共同企業体の名称は「〇〇建設共同企業体」とすることとする。

(イ) 提出された共同企業体協定書兼委任状（第4号様式）については返却しないので留意すること。

と。

- (2) 設計図書のダウンロード等

設計図書については電子図渡しを行う。

横浜市ホームページより設計図書及び参考資料をダウンロードすること。

掲載場所 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/byoin/nyusatsu/kibannseibi.html>)

- (3) 設計図書に対する質問及び回答

ア 設計図書に対する質問がある場合は、電子メールで令和7年2月21日午後5時までに、次の部課に質問書を提出すること。

横浜市医療局病院経営本部病院経営課

メールアドレス kc-shisetsu-nyusatsu@city.yokohama.lg.jp

イ アの質問に対する回答は、令和7年2月28日から横浜市ホームページに掲載する。

掲載場所 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/nyusatsu-system/qa/2024/>)

- (4) 2に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

この場合、資格確認申請書類は落札候補（予定）者通知書の送付日から翌々開庁日の午後5時までに提出すること。

4 入札方法等

- (1) 入札期間及び開札予定日

ア 入札期間

令和7年3月7日から令和7年3月11日

イ 開札予定日時

令和7年3月12日午前10時

開札場所 横浜市役所18階なみき2～5

- (2) 入札参加者は、次の方法により入札書を提出すること。

ア 持参による入札書の提出

所定の入札書と(5)に定める工事費内訳書を封筒に入れて、(1)アに定める期間の開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3(1)イに定める場所まで提出すること。

イ 郵送による入札書の提出

所定の入札書と(5)に定める工事費内訳書を封筒に入れて、(1)アに定める期間内(ただし、最終日の午後5時必着とする。)に3(1)イに定める場所に簡易書留で郵送すること。

(3) 入札書の入手場所

入札参加要項に定める横浜市病院事業管理者宛ての入札書(別記様式1)をダウンロードすること。

掲載場所 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/byoin/nyusatsu/kibannseibi.html>)

(4) 入札書に特定建設共同企業体名、特定建設共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

(5) 入札にあたっては、書面にした工事費内訳書を入札書提出の際に添付すること。また、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

なお、工事費内訳書とは、本市が定めた設計書のうち、工事内訳及び中科目別内訳(以下「中科目別内訳書」という。)又は本工事内訳書(中科目別内訳書又は本工事内訳書がないものは同等の内訳。以下同じ。)に記載した項目及び数量と一致した項目及び数量が明示されているもので、かつ、中科目別内訳書又は本工事内訳書よりも詳細な内訳が明示されたものをいう。

(6) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

(7) 入札の回数は1回とし、最低制限価格以上の入札がないときは入札を不調とする。

5 再度入札の試行

(1) 開札をした結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がなく、かつ、予定価格を超過した価格をもって入札した者がいる場合は、当初入札の開札の後に通知する再度入札(見積)通知書により指定する期間において再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札を実施する場合の最低制限価格は、横浜市医療局病院経営本部工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱第3条第1項第2号の規定に関わらず、当初入札に係る最低制限価格と同じ額とする。

(4) 再度入札対象者は、当初入札に参加した者のうち、予定価格を超過した価格をもって入札した者のみとする。なお、再度入札対象者が、当初入札において6に該当する入札を行っていた場合でも、再度入札対象者から除外しないが、当初入札と同一事業者でない再度入札に参加できないものとする。

(5) 再度入札を実施してもなお、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないときは、入札を不調とする。

6 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 契約規程第24条の規定に該当する入札

(2) 2に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

(3) 4(5)に定める工事費内訳書の提出をしない者が行った入札又は4(5)の定めに従わない工事費内訳書の提出をした者が行った入札

(4) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状(第4号様式)の提出をしない者が行った入札(必要書類の一部のみを提出した場合、構成員全員の記名押印をしていない場合を含む。)

(5) 特定建設共同企業体と当該特定建設共同企業体のいずれかの構成員が同一の案件において入札を行った場合における、当該特定建設共同企業体が行った入札及び当該構成員が行った入札

(6) 特定建設共同企業体と当該特定建設共同企業体のいずれかの構成員を構成員とする他の特定建設共同企業体が同一の案件において入札を行った場合、これらの特定建設共同企業体が行った入札

(7) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が同一の案件において入札を行った場合における、当該中小企業等協同組合が行った入札及び当該組合員が行った入札

(8) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が加入する他の中小企業等協同

組合が同一の案件において入札を行った場合、これらの中小企業等協同組合が行った入札

7 入札参加資格の確認及び落札者の決定

- (1) 開札後、最低制限価格及び予定価格を開札済通知書により、入札参加者に通知する。ただし、再度入札を実施する場合は、当初入札の開札後、予定価格を開札済通知書により、入札参加者に通知し、再度入札の開札後、最低制限価格及び予定価格を開札済通知書により通知する。なお、再度入札対象者には、当初入札の開札後、再度入札対象者中の最低入札金額を再度入札（見積）通知書により通知する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とする。なお、最低の価格をもって入札を行った者が2者以上あるときは、開札日に該当業者がくじを引き、落札候補者を決定するものとする。
- (3) 横浜市医療局病院経営本部工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱第3条第1項及び第2項に規定する積算疑義申立て期間終了後、落札候補者名及び落札候補者の入札金額を落札候補（予定）者通知書により入札参加者に通知し、落札の決定は保留する。
- (4) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。
- (5) (4)に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、一般競争入札参加資格確認結果通知書にその理由を記しその者に通知する。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(4)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (6) (4)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、(8)に定める提出書類を、落札候補（予定）者通知書の送付（(5)イの定めにより新たに落札候補者になった者については、その旨を連絡した日）から翌々開札日の午後5時までの間に医療局病院経営本部病院経営課へ提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。なお、当該書類は原則として電子メールから提出するものとする。ただし、入札参加資格のうち登録工種、格付等級、登録細目、所在区分又は企業規模のいずれかの条件を満たさないと認める場合又は指名停止（開札日（再度入札を行う場合は、当初入札の開札日）以降の横浜市指名停止等措置要綱運用基準第26項(2)に定める軽微な事由による指名停止は除く。）を受けている場合は、書類の提出を求めないこととする。上記期間内に書類が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(5)イの手続により落札者を決定する。
- (7) 開札日（再度入札を行う場合は、当初入札の開札日）以降、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が指名停止等措置要綱第2条第1項、第3条又は第4条に該当した場合（ただし、開札日（再度入札を行う場合は、当初入札の開札日）以降の軽微な事由による指名停止を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
- (8) 提出書類（資格確認申請書類）
 - ア 配置技術者・現場代理人（変更）届出書（入札取扱要綱第6号様式）
横浜市ホームページよりダウンロードすること。
掲載場所（<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/byoin/nyusatsu/honbukeiyakukitei.html>）
 - イ 監理技術者資格者証の写し（裏面に監理技術者講習修了履歴がない場合は、監理技術者講習修了証の写しを添付すること。）
 - ウ 配置する技術者及び現場代理人の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金

要求する。

(3) 契約保証金の取扱いについては、入札参加要領第27条から第29条までの規定による。

9 契約金の支払方法

(1) 前払金

当該工事の請負契約締結時に別途定める、契約期間中の各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額を支払う。

(2) 中間前払金

横浜市医療局病院経営本部公共工事の前払金に関する規程（以下、「公共工事の前払金に関する規程」という。）第2条第3項に規定する認定を受けた場合は、前号の前払金に追加して、当該工事の請負契約締結時に別途定める契約期間中の各会計年度の出来高予定額の10分の2以内の額を支払う。

(3) 契約金の部分払いの回数は、5回以内とする。

(4) 工期が複数年度に渡る場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

10 その他

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する。

(2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無
無

(3) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。

(4) 技術者の配置については、次のように定める。

ア 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合又は次に掲げる場合で、新たに配置する技術者が、工事ごとに定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。なお、技術者を変更しようとする場合には、工事監督課へ直ちに届け出なくてはならない。

(ア) 工場製作を含む工事については、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間とで技術者を変更することができる。なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能な場合は、同一人が各製作を一括して管理することができる。

(イ) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

(ウ) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合であって、かつ契約から1年以上が経過した場合

イ 技術者を専任で配置する場合において、当該工事の請負代金額が1億円未満（工種「建築」の場合は2億円未満）かつ建設業法第26条第3項第1号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該施工現場を含めて2件まで兼任させることができる。この場合、建設業法第26条第3項第1号ロ及びハにかかる要件については7(4)に定める確認を行わないことから、施工段階において適正な履行を行い、監督員の点検を受けること。

なお、これに基づき配置技術者を別の現場と兼任させる場合には、落札の決定後に、従事中工事及び当該工事の工事監督課へ速やかに連絡すること。

ウ 監理技術者を配置する場合において、当該監理技術者に加えて監理技術者補佐を当該施工現場に専任で配置するときは、当該監理技術者を専任で配置することを要せず、他の工事（監理技術者の行うべき職務を補佐する者を施工現場に専任で配置している場合に限る。）における監理技術者を当該施工現場を含めて2件まで兼任させることができる。この場合における監理技術者補佐は、落札候補（予定）者通知書の送付日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。また、監理技術者補佐を配置しようとする落札候補者は、7(8)に定める書類の提出と併せて、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(ア) 配置技術者・現場代理人（変更）届出書（入札取扱要綱第6号様式）（技術者欄に監理技術者補佐の氏名等必要事項を記載したもの）

- (イ) 配置する監理技術者補佐の資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）
- (ウ) 配置する監理技術者補佐の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）
- エ 技術者を専任で配置する場合において、建設業法第26条の5に定める要件を満たす場合には、建設業の許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）を配置することができる。この場合、7(8)に定める書類の提出と併せて、建設業法施行規則に定める営業所技術者等一覧表等を提出すること。また、建設業法第26条の5第1項第3号及び第4号にかかる要件については7(4)に定める確認を行わないことから、施工段階において適正な履行を行い、監督員の点検を受けること。
- (5) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延長を含む。）し、中止し、又は取り消すことがある。
- (6) 本市の都合により、開札日時を変更する場合、横浜市ホームページにおいて公表することとする。掲載場所（<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/byoin/nyusatsu/kibannseibi.html>）
- (7) 落札候補（予定）者通知書の送付後、次のいずれかに該当するときは、指名停止等措置要綱第2条第1項の規定により、指名停止を行う。
- ア 落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合
ただし、落札候補者等となった入札（政府調達協定の対象となるものを除く。）の開札日（再度入札を行う場合は、再度入札の開札日）から落札候補（予定）者通知日までの間に、他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったことにより、落札候補（予定）者通知日の翌々開札日に、落札者となることを辞退した場合は、指名停止に該当しない（一般競争入札（条件付）における資格確認申請書類を既に提出している場合を除く。）。この場合、辞退は、入札公告又は指名通知書に定める開札予定日時（再度入札を行う場合は、再度入札（見積）通知書に定める開札予定日時）が最も遅いものから順に行わなければならない。
- イ 落札候補者となった者が、7(8)に定める書類の提出をしない場合
- (8) 7(4)の入札参加資格の確認とあわせて、入札取扱要綱第25条第1項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事（合併入札の場合には、当該合併入札に係る全ての工事）の契約は締結しないものとする。
- (9) (8)の適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、予定されている現場代理人が、工事請負契約約款第11条第2項に定める常駐義務を満たさないおそれがある場合は、入札取扱要綱第25条第1項第8号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。
ただし、工事監督課が同一であり、かつ、監督員と常に携帯電話等により連絡をとれる体制が確保されている場合で、次のアからウのいずれかに該当するときは、この限りではない。
- ア 2件の工事請負契約の場合で、それぞれの予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が4,000万円（工種「建築」の工事請負契約の場合は8,000万円）未満であるとき。
- イ 工種「建築」の工事請負契約を含まない3件の工事請負契約の場合で、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計が4,000万円未満であるとき。
- ウ 工種「建築」の工事請負契約を含む3件の工事請負契約の場合で、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計が8,000万円未満であるとき。ただし、3件の中に、工種「建築」以外の工事請負契約を含む場合には、工種「建築」以外の工事請負契約の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計が4,000万円未満であること。
なお、工事現場への出勤体制について制限を設けている工事請負契約、現場説明書に兼任を認めない旨を記載している工事請負契約及び設計変更等に伴う契約変更により請負代金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が4,000万円（工種「建築」の場合は8,000万円）以上となった工事請負契約については、現場代理人の他の工事との兼任を認めないものとする。
- (10) (8)の適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、令和5・6年度の横浜市入札参加資格審査結果における当該工事と同工種の最高請負実績額が、次のア及びイに定める金額のいずれにおいても当該工事の工事費（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。な

お、合併入札の場合には当該合併入札に係る全ての工事費の合計)に満たない者(共同企業体の場合は、ア及びイのいずれか大きい額を構成員ごとに算定し、各構成員の当該算定した額を合計した金額が当該工事の工事費に満たない者。)は、入札取扱要綱第25条第1項第9号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。なお、同号において変更届の提出期限の定めがあるので併せて留意すること。

ア 元請の場合、最高請負実績額を10分の6で除して得た額

イ 下請の場合、最高請負実績額を10分の8で除して得た額

- (11) (8)の適格性の審査にあたり、開札日(再度入札を行う場合は、当初入札の開札日)以降、落札決定するまでの間に、指名停止中の者又は新たに指名停止に該当する者(ただし、開札日(再度入札を行う場合は、当初入札の開札日)以降の軽微な事由による指名停止を除く。)は、入札取扱要綱第25条第1項第1号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。
- (12) (8)の適格性の審査にあたり、落札候補(予定)者通知書の送付日において、当該工事と同一管内かつ同種の工事(以下「同種の管内一円工事」という。)を契約している者(落札決定通知書の送付を受けているときを含む。)は、入札取扱要綱第25条第1項第12号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。同種の管内一円工事とは、同一工事件名のものをいう。なお、(その〇)などの通し番号、<雪害対策を含む>、(ゼロ市工事)、(余裕期間対象工事)、(平準化工事)及び組織改編による(仮称)を含む件名についても同種の管内一円工事とみなす。また、請負工事検査事務取扱規程第2条の2第1号に規定する完成検査、横浜市医療局病院経営本部請負工事検査事務取扱規程第3条第1号に規定する完成検査、水道局検査規程第3条第1号に規定する完成検査及び交通局検査規程第3条第1号に規定する完成検査が、審査基準日の前日までに完了している場合は含まないものとする。
- (13) (8)の適格性の審査にあたり、落札候補(予定)者通知書の送付日において、当該工事に係る工事監理業務委託を後続する業務として随意契約する予定のある、当該工事に係る設計業務委託を受託している者は、入札取扱要綱第25条第1項第13号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。
- (14) 当該工事はゼロ市工事に該当し、(8)の適格性の審査にあたり、余裕期間内は技術者及び現場代理人(以下、「技術者等」)の配置や常駐を要しない。そのため、落札候補(予定)者通知書の送付日時点において技術者等が他の工事に従事中でも、当該工事が工事着手期限日の前日までに完成することが明らかである場合は、他の工事に従事していないものとして取り扱うものとする。ただし、従事中の工事が完成するまでの間は、当該余裕期間対象工事等に着手することはできない。
- また、余裕期間対象工事等に配置予定の技術者等が従事中の工事が、工期延期等により工事着手期限日の前日までに終了しないことが判明した場合、余裕期間中に限り技術者等の変更を認めるものとする。
- なお、工事着手日以降に技術者等が別の工事に従事していることが判明した場合は、建設業法等に違反し契約を解除することがあるので、留意すること。
- (15) その他、この公告に規定のない事項については、契約規程、公共工事の前払金に関する規程、入札取扱要綱及び入札参加要領等に定めるところによるものとする。